

《 裁判所 》

《 当事者 》

紛争発生

示談

起訴前の和解

ADR
裁判外紛争処理手続

証拠開示的運用

証拠保全

訴えの提起前における証拠
収集の処分

提訴予告通知

訴えの提起前における照会

訴状却下命令 (§ 137 II)

訴状審査(形式審査) → § 140
規61

補正促し
補正命令

訴状送達 (§ 138)
期日指定・呼出し (§ 139)

給付
確認
形成
訴
え
提
起

訴訟係属

二重起訴禁止
§ 142

相殺の抗弁との関係
事件の同一性

§ 87

口
頭
弁
論

欠席

[被告]
答弁書提出
被告の弁論
①請求の趣旨に対して
認める
②請求の原因に対して
否認
不知
自沈黙

請求の認諾
§ 266・267

- ① 訴え提起及び訴状送達が有効に行われたこと
- ② 当事者が実在し、かつ、当事者能力があること
- ③ 被告が日本の裁判籍に服すること
- ④ 当該裁判所が管轄権を有すること
- ⑤ 訴えの利益があること
- ⑥ 当事者適格があること

職権調査

職権探知

公益性大

公益性小

抗弁事項
(本案前の抗弁)

仲裁契約の存在
訴訟費用担保の不提供

中間判決 (§ 245)

請求の放棄
§ 266・267

訴え取下げ擬制 § 263
審理の現状に基づいた判決 § 244

職権進行主義

訴訟指揮 (§ 148)
期日の変更 (§ 93Ⅲ・Ⅳ)
弁論の制限・分離・併合 (§ 152)
和解勧誘 (§ 89)
釈明権・釈明処分 (§ 149・151)
(釈明義務)

証明責任
証明責任の分配基準
→ 法律要件分類説
↓
証明責任の転換
法律上の推定

《自由心証主義 (§ 247)》
① 証拠方法の無制限 → 違法収集証拠は？
② 証拠力の自由評価
例外: 文書の成立 (§ 228)
証明妨害

証拠資料
証言内容
供述内容
鑑定意見
文書の記載内容
検証

口頭弁論の全趣旨

事実認定

法規

権利義務の存否

計
画
審
理

§ 147の2

《争点整理手続》
準備的口頭弁論 (§ 164~167)
弁論準備手続 (§ 168~174)
書面による準備手続 (§ 175~178)

時機に遅れた攻撃防御方法の却下

証拠申出の採否

③の例外
職権証拠調べ
(§ 186・207・228・233・237)

《集中証拠調べ (§ 182)》
証人尋問
当事者尋問
鑑定
書証
検証

適時提出主義
§ 156

主要事実
間接事実
補助事実

当事者間に
争いあり

③証拠の申出
人的証拠
証人
当事者
鑑定人
物的証拠
文書
検証物

※証拠共通?

証拠方法

立証責任

§ 267
瑕疵・欠缺があったら?
既判力の有無
争い方

訴訟上の和解
§ 264・265

訴えの取下げ
要件 § 261
効果 § 262
訴訟係属の遡及的消滅
※取下げの瑕疵

処分権主義

当事者照会

§ 163

立証責任

弁論主義

①主張責任の原則
☆主張共通の原則

顕著な事実
+
②争いなし
(自白)

不要証

※権利自白

裁判上の自白
※要件は?
擬制自白 (§ 159)

効果 ①審判排除効
②証明不要効
③不可撤回効

例外は?
撤回の要件

